

令和元年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和元年12月16日(月) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 1時50分

場 所 第9委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長

権守幸男副委員長

松井弘委員、白土幸仁委員、中野英幸委員、高橋政雄委員、本木茂委員、
鈴木正人委員、山本正乃委員、深谷顕史委員、中川浩委員、高橋稔裕委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

中村一之県土整備部長、村田暁俊県土整備部副部長、
北田健夫県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、
鳴海太郎県土整備政策課政策幹、新井哲也建設管理課長
石川護用地課長、吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、
林雄一郎参事兼河川砂防課長、海老原正明水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

和栗肇都市整備部長、柳田英樹都市整備部副部長、
柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、
山科昭宏都市計画課長、長嶺俊広市街地整備課長、
細田隆田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、
知久裕之建築安全課長、関根昌己住宅課長、檜原徹宮繕課長、
岡安裕之設備課長

砂川裕紀下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、
西岡利浩下水道管理課長、若公崇敏参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第103号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決
第106号	令和元年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第112号	埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
第113号	訴えの提起について	原案可決
第119号	指定管理者の指定について(大宮公園)	原案可決

第120号	指定管理者の指定について（埼玉スタジアム2002公園）	原案可決
第121号	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	原案可決
第122号	荒川上流流域下水道の設置等に要する経費の関係2市町の負担額について	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（県土整備部関係）

台風第19号災害時における飯盛川排水機場の管理体制について

報告事項（県土整備部関係）

埼玉県自転車活用推進計画（素案）について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

松井委員

被災した公共土木施設について、災害復旧の手續上、災害査定を受け、本復旧費を確定していく箇所があるが、どのようなスケジュールとなっているのか。

参事兼河川砂防課長

令和元年発生土木施設災害復旧費のうち、国庫負担法の対象として、災害査定を受ける県施設の被災箇所は、河川106か所、砂防18か所、道路30か所、合わせて154か所である。災害査定は、今月2日から始まっており、1週間単位の査定を3回行い、1月中旬までに全てを終了させ、事業費を決定する予定である。

松井委員

154か所と非常に多くの査定箇所となっているが、被災箇所の本復旧工事にいつ着手するのか。

参事兼河川砂防課長

河川については、堤防決壊箇所などの被災箇所の応急工事は完了している。今後は、年度内に本復旧工事に着手し、小規模なものについては、来年の出水期までの完成を図っていく。また、その他のものについても、出水期中の安全・安心の確保を努めつつ、早期完成を図っていく。

道路環境課長

道路では、流出した土砂の撤去や、崩落箇所への土のう設置などの、応急工事は完了している。本復旧工事は河川と同様に年度内に着手し、早期完成を図る。

高橋（稔）委員

災害復旧事業のうち、小さな金額のものについてどのように把握しているのか。

参事兼河川砂防課長

県内の県管理河川で、決壊を含めて溢水・越水は、57か所で発生している。57か所のうち、災害復旧事業で対応する箇所については、再度災害防止を考慮するとともに、その他の箇所については、河川整備のスピードアップを検討していく。また、河川管理施設142か所で被害を受けており、被害の主な概要としては、護岸損壊が102か所、河岸浸食が37か所となっている。必要な箇所全てで応急復旧は完了している。災害査定が終わり次第、速やかに、本復旧に着手する予定である。

道路環境課長

道路では延べ129か所の通行止めが発生し、原因は全て分析している。パトロールを全箇所で行っており、漏れはない。

高橋（稔）委員

被害状況の情報収集方法は、パトロールによるものなのか、市町村などからの情報提供によるものなのか。

参事兼河川砂防課長

被害の把握については、市町村、一般の方、県土整備事務所のパトロールや協力会社から情報提供を頂き、被害状況を把握している。

道路環境課長

道路では、市町村や地元などから情報を頂きながら、パトロールにより状況を把握している。

山本委員

堤防決壊には至らなかったが、越谷市大成町の元荒川では洪水時に堤防から水が浸み出し、市道が冠水するほどになった。このような箇所についての調査費用は今回の補正に含まれているのか。また、対策はどう考えているのか。

参事兼河川砂防課長

今回審議いただく補正予算については、壊れた施設を直すための災害復旧の工事費及び設計費を計上している。越谷市の元荒川については、被害は無かったが、堤防から水が浸み出していた状況については承知している。今年度、測量を実施し、必要に応じて土質調査を行う予定である。これらの結果を踏まえ、対策方法を検討していく。

深谷委員

- 1 河川の災害復旧工事に関し、改良復旧が必要であると思うが、どのように考えているのか。
- 2 債務負担行為の設定に関連し、平準化を進めるには市町村の取組が必要だと考えるが、市町村への周知や支援策はあるか。
- 3 繰越を設定することで工事の着工が遅れることについて、建設業者への補助等の支援策はあるか。
- 4 第113号議案の訴えの提起について、購入した際に事前に少し掘るなどして、現地の確認はできなかったのか。確認できていれば、契約前に減額する等の対応ができたのではないか。

参事兼河川砂防課長

- 1 原形復旧だけでなく、今回被災した状況や現在の整備計画を踏まえ、改良復旧を含めて検討している。今後、災害査定の中で、工法を国と調整し決めていく。
- 4 土地の用地交渉を進めていた当時、現地には不自然な盛土や臭気はなかったこと、用地交渉記録によれば、地権者からの情報も確認されなかったこと、現地にはアスファルト舗装がされていたことから、何らかの廃棄物の存在を感じさせる状況ではなかった。したがって、当時、土地買収契約前に地下の状況を把握する必要性がない状態であり、予見することも不可能であったと考えている。

建設管理課長

- 2 市町村の建設投資額は、県の約2倍であり、市町村での取組が非常に重要だと考えて

いる。これまで、県内市町村で構成する関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会において、国や県の取組を周知するなど、働きかけを行ってきた。今年は8月7日に開催した。さらに、今年度から県独自で、県内4地域ごとに市町村の契約や工事発注の実務担当者を集め、地域別担当者会議を行っている。今後も、発注者協議会等の場を通じて、平準化への理解度の向上を図っていく。

- 3 建設業者に対しては、技術者要件の緩和を行っている。例えば、2つの工事施工箇所
の距離が10キロメートル以内など一定の条件の場合においては、技術者の兼務を認め
ている。また、工事着手前や資材の製作期間については、現場代理人の常駐や技術者の
専任を要しない期間として設定している。

深谷委員

債務負担行為の設定に関連し、市町村の平準化の状況はどうなっているのか。

建設管理課長

各市町村では平準化率の目標設定を行っている。さいたま市を除く62市町村のうち、
例えば、全体の32%にあたる20自治体において、平準化率50%以上90%未満を目
標として設定している。

鈴木委員

- 1 北西線開通に伴う料金調整については、事前の調査ではトラック協会から異論はなか
ったと聞いているが、パブリックコメントなどにより、一般の人からどのような意見が
出ていたのか。
- 2 北西線開通後の料金は35.7キロメートルまでは1,320円、それを超えると1,
800円と上がっていくが、35.7キロメートルはだいたいどの位置になるのか教え
てほしい。
- 3 ロードプライシングにより1,000円を上乗せすることは、その分夜間は半額にな
るので一定の理解を示すが、首都高を通らず一般道を利用する人は、環状8号線などに
相当流入すると思われる。今回のロードプライシングによる交通量の予測はどうか。
国のシミュレーション結果があれば教えてほしい。

県土整備政策課政策幹

- 1 首都高速道路株式会社がパブリックコメントを、8月30日から9月12日までの2
週間行っている。ホームページでは6,900件を超えるアクセスが確認されており、
うち56名78件の意見があった。意見としては、料金案に対する意見が60件と多数
を占めており、中でも一般道の混雑緩和を検討すべき、同一発着同一料金にすべき、と
いった意見が多かった。
- 2 35.7キロメートルの範囲については、例えば用賀から埼玉に向かう場合、首都高速
5号線、戸田の方に向かっていく路線では浦和南～浦和北の間、東北道については安行
～新井宿の間、常磐道に向かっていく路線では八潮南辺りとなる。
- 3 国のシミュレーションは、企業等が自動車の利用を抑制する交通需要マネジメントや、
首都高の入口を閉める流入制限を合わせて行うことを前提としている。その結果、圏央
道の内側の一般道では、渋滞損失時間の現状を100とすると19ポイント減の81%
と予想しており、混雑自体を助長させる結果となっていない。

鈴木委員

- 1 パブリックコメント結果で料金に関する意見が60件あったが、そのうち実質的に値上げとなるといった批判的な意見はどれだけあったのか。
- 2 35.7キロメートルの範囲を越えると料金が高くなるため、横浜青葉の手前で用事があって降りた場合、実質的な値上げとなるのか。
- 3 ロードプライシングにより圏央道の内側の渋滞は減っていくと分かったが、環状8号線ではどうか。

県土整備政策課政策幹

- 1 料金金額の引上げを行うべきではないという意見が5件、また、北西線経由の料金を東名高速に合わせて引き下げてほしいという意見が5件、計10件の意見があった。
- 2 35.7キロメートル以上の場合、東名高速の用賀までの間は1,320円、プラス東名高速の料金が距離制に応じてかかるので、基本的に今と変更はない。変更があるのは首都高を使って北西線を使い、さらに東名高速を連続利用した場合のみ1,800円上限になる。埼玉方面から最短距離となる東名高速を利用する今まで通りの使い方であれば、料金の変更はない。
- 3 圏央道内側と同様、国のシミュレーションでは環状8号線より内側となるが、中央環状線の内側の一般道でも行っている。その結果、渋滞損失時間は13ポイント低減し、87%となる。環状8号線といった特定路線ごとの結果については、国や首都高速道路から示されていない。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

松井委員

- 1 第103号議案の補正予算について、台風第19号は県内に大変な被害を及ぼしたが、今回の補正に関し、県営公園の被害状況はどの程度であるのか。また、今後の復旧見込みはどのようになっているのか。
- 2 第122号議案について、深谷市の区域拡大が行われる理由は何か。

公園スタジアム課長

- 1 被害が大きかったのは4公園である。具体的には、秩父公園の東側において大規模な斜面崩落が発生し、一部の園路と駐車場が被災した。河川敷にある吉見総合運動公園と秋ヶ瀬公園は、洪水により、公園全体が冠水して土砂が堆積し、施設が利用できない状況となった。こども動物自然公園では、じゃぶじゃぶ池と園路の一部が雨により地盤が動き、利用できなくなっている。また、被災直後から、各公園の被災状況を確認し復旧に向けて取り組んでいる。秩父公園の斜面崩落については、二次被害防止のため監視計の設置や地すべりということで崩落面に水が入り込まないように、他の沢に水を流し込むようポンプ施設の設置などの応急措置を行った。大規模な斜面崩落であるため時間を要すると思うが、地すべりの専門家の意見を聞きながら着実な復旧を進めていく。このため、秩父公園については繰越設定をお願いした。他の3公園は、年度内の開園を目指している。吉見総合運動公園、秋ヶ瀬公園については、堆積土砂の撤去を行い、運動施設などを順次開放していく予定である。こども動物自然公園の園路については年度内に完了する予定であり、じゃぶじゃぶ池は夏に利用するため、年度内に工事を完了させ確認などを行いゴールデンウィークまでに復旧していく予定である。

参事兼下水道事業課長

- 2 深谷市が、農業集落排水施設の老朽化に伴い、これを廃止し下水道へ接続するために、下水道の処理区域を拡大するものである。具体的に申し上げますと、深谷市内の2つの地区の上原地区、畠山地区において、今後の効率的な汚水処理の在り方を検討し、農業集落排水施設を改築更新するよりも下水道へ接続したほうが経済的であると判断し、下水道へ接続するに至ったものである。

深谷委員

第106号議案に関連し、坂戸東坂戸住宅について伺う。

- 1 4、5階の空き住戸に入居者が移って、修繕が終わり次第、戻っていると聞いているが、全ての入居者が1階に戻れるように工事が完了する時期はいつ頃になるのか。また、1階住戸50戸が床上浸水になり、そのうち住んでいた49世帯のうち、どのくらい元の住戸に戻ることを希望しているのか。
- 2 当該団地の浄化槽が浸水し、浄化槽の制御盤が古かったこともあり、復旧のために、制御盤を新たに製作していると聞いている。浄化槽の復旧工事の完了する見込みを伺いたい。また、汚水やトイレの水が流せなかったので、仮設トイレを団地内に置いていたと聞いているが、今現在、まだ置いてあるのか。浄化槽の本復旧をする時に、浄化槽を止めなければならないと思うが、本復旧工事の時にどれくらい時間がかかるのか。また一旦、汚水などを流せない時期がどれくらいあるのか。そのために仮設トイレを置いていると認識している。その辺りの細かい工程を伺いたい。

住宅課長

- 1 1階住戸の復旧の完成時期について、全住戸が復旧する時期は12月27日を目標に工事を進めている。元の住戸に戻る世帯数について、先週の金曜日に、入居者の意向を確認する説明会を実施したところである。その結果、1階の元の住戸に戻る世帯は36世帯、上階に仮移転し、そのまま住み続けたい世帯が3世帯、2階に移りたい世帯が2世帯、それぞれ希望があった。49世帯のうち41世帯が当該団地に残ることになる。
- 2 浄化槽については、制御盤が古いというより、浸水により制御盤が使えなくなった状況であり、制御盤の交換は既に終えている。また、仮設トイレの件については、団地内には7棟あり、各棟4台ずつ設置し、全部で28台設置していたが、現在はそのうち22台撤去し、6台のみである。これは、復旧工事に係わる関係者が多くいるため、工事関係者が使用しているものである。浄化槽の本復旧については、2月頃を予定している。ポンプの交換等を予定しているが、交換にそれほど時間はかからないので、入居者はトイレが使えなくなることはない。

深谷委員

同じように浄化槽を設置している県営住宅は63団地、そのうち浸水想定区域内に29団地が立地していると聞いている。また、団地の築年数が30年を超えているものが14団地あり、坂戸東坂戸住宅は築44年と聞いている。こうした団地について、老朽化が進むことについて、どのように修理していくのか。

住宅課長

県は建物全体について、県営住宅の計画的な修繕計画を実施するため、「埼玉県県営住宅

長寿命化計画」を策定している。計画では、給排水管の改修は30年毎に、給水ポンプの改修は20年毎に、浄化槽の機器改修は10年毎にそれぞれ改修することとなっている。当団地について、これまで定期的に修繕を実施してきた。浄化槽については、年1回の法定点検も実施しているので、不具合があれば、修繕を実施することとしている。

本木委員

- 1 第120号議案の埼玉スタジアム2002公園の指定管理について、4者での運営ということであるが、単独の場合と比較してメリットやデメリットはあるのか。また、4者での緊密な連携が必要と思うが、どのようになっているのか。
- 2 公園緑地協会の決算について、埼玉スタジアムの収益を他の公園の整備に回しているように見えるが、どのようになっているのか。

公園スタジアム課長

- 1 県営公園の指定管理者は、複数の法人からなるグループでの提案も認めており、この場合、専門性を生かし、より効果的で合理的な管理運営が可能となるメリットがある。具体的には、公園緑地協会は、埼玉スタジアム2002公園の指定管理業務の統括、日本代表戦などの大規模大会誘致をはじめとする利用促進、各種許可業務などを行う。また、来年の東京オリンピックに向かって、組織委員会との連携の窓口となる。浦和レッドダイヤモンズ(株)は、日本を代表するJリーグクラブとしてのノウハウやネットワークを生かし、更なる利活用に資する事業を展開する。埼玉ビルメンテナンス協同組合は、建物の維持管理業務を実施するとともに、施設の舞台裏の見学ツアーなど、新しい事業も担当する。埼玉県造園業協会は、これまで多くの県営公園の園地・植栽管理を手掛けてきた実績を元に、多くの利用者に快適な環境を提供する。4者の連携であるが、特に公園緑地協会と浦和レッズは利活用について連携を図っていただくことになるため、提案にあたっては連携していただいたと考えている。
- 2 指定管理者制度は、埼玉スタジアムに限らず各公園ごとに管理し、収支を明確にしている。ただし、法人としての公園緑地協会は、県や市の公園を数多く管理しており、この中から本部運営費や人件費等も含め、適正に会計処理されていると考えている。

本木委員

公園緑地協会の金庫は一つであり、公園ごとの収支はよく分からないということか。

公園スタジアム課長

指定管理料については委員会でも報告させていただいているとおり、各公園ごとに収支を出していただいている。各公園の収支をまとめ、公園緑地協会として決算をし、全体として利益が計上される場合は、公園のために積立金とするなどで処理している。

本木委員

埼玉スタジアムは、東京オリンピック2020の会場となるわけで、例えばVIPルームであるとか、音響・照明などの整備にしっかり取り組む必要があるため、埼玉スタジアムで得られた収益は埼玉スタジアムに充てるべきはないか。

公園スタジアム課長

大規模修繕などについては、県の役割分担としており、これまでも、観客席の座席の交換や、Wi-Fi設備の導入、ビューレストランの整備などは県で行ってきている。埼玉スタジアム2002公園の収益については、今後、指定管理者と協定を締結する中で、整理していきたい。

鈴木委員

- 1 第119号議案及び第120号議案について、指定管理者の公募をしたところ、それぞれ1者のみの応募とのことだが、他の事業者が手を挙げにくい理由についてどう考えているか。
- 2 指定管理者制度が始まってから、公園緑地協会が一貫して指定管理者となっているのか。

公園スタジアム課長

- 1 今回、7月に募集要綱を公開し、同月中に概要説明会や現地見学会を実施したところ、イベント企画会社や造園業など複数の事業者の出席があったが、公募には参加しなかった。当該事業者にヒアリングを行ったところ、既存の受注業者が公園全体をよく理解していることや公園の状況などから運営しにくいことにより、提案しないと判断したとのことであった。
- 2 埼玉スタジアム2002公園は、平成18年度の指定管理者制度導入時から公園緑地協会が管理しており、大宮第2・第3公園は、平成27年度から公園緑地協会の管理であり、それ以前は他の指定管理者により管理されていた。

鈴木委員

指定管理者を公募しても1者のみの応募では効果がない。もっと手が挙がるような努力が必要であるが、どのような対応をしていくのか。

公園スタジアム課長

県営公園の指定管理者には、民間ばかりではなく地元のNPO法人などにもなっていたい。それぞれの持ち味を活かして手を挙げていただけるよう、公募にあたっては、公園ごとの管理手法やメリットなどをあらかじめ示したりするほか、県の広報はもとより指定管理者協会などの関係団体を通じた募集など周知を積極的に行っていく。

鈴木委員

7月に公募開始して、すぐ7月中に説明会や現地見学会では時間がないとは考えられないか。

公園スタジアム課長

7月に募集要項を公表し、7月中に説明会や現地見学会を行うことで、早期に疑問点等の解消に結び付くと考えている。提案の締め切りは9月であり、約1か月半の期間を設けており、適正と考えている。

【所管事務に関する質問（台風第19号災害時における飯盛川排水機場の管理体制について）】

白土委員

武内政文議員が12月6日の一般質問において取り上げた、先般の台風第19号における飯盛川排水機場の操作については、今後の治水対策を考えるうえで、非常に重大な問題だと捉えている。その関係で質問する。

- 1 県から委託を受けている坂戸市が、本来守らなければならない排水機場の操作要領等に反した操作を行った経緯について、県土整備部長からの答弁もあったが、改めて詳細な説明を頂きたい。
- 2 契約について、飯盛川排水機場管理業務委託協定書には、第10条で委託した業務の実施状況について「報告を求め又は必要な指示をすることができる」とあるが、今回の事案は正に報告を求める事案であると考えますが、報告を求めたのか。
- 3 坂戸市とは、飯盛川排水機場管理業務委託協定を結んでおり、第3条4項には、「乙（坂戸市）は甲（埼玉県）の指揮、監督に従うものとする」とあるが、今回事案では、この条項は守られたのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 飯盛川排水機場については、台風第19号による越辺川の水位上昇に伴い、逆流防止のために樋門を閉鎖し、その後、飯盛川の水位が基準を超えたため、操作要領に基づき、10月12日14時43分頃、操作を委託している坂戸市の職員がポンプの運転を開始した。その後、17時30分に市内に避難指示が発令され、18時40分頃、操作室の坂戸市職員は排水機場から退避したが、その際、関連マニュアルに基づき停止しなければならないポンプを停止せずに退避した。坂戸市からは「停止すると飯盛川周辺に大きな被害が発生すると考え、運転を続けていた」と聞いている。飯能県土整備事務所では、坂戸市職員が退避したことから、坂戸市に対してポンプを停止するよう繰り返し要請し、結果的には市職員は現地に向ったが、排水機場に入ることは拒否された。このため、13日0時10分頃、無人運転となったポンプを停止するために県土整備事務所の職員が現地に向かった。なお、事務所職員は排水機場に1時頃到着したが、その時点では越辺川上流の水位が低下傾向にあったことをもって、運転を継続し、飯盛川への逆流が起きないことを確認した9時34分頃にポンプを停止した。
- 2 協定書第10条に基づく報告の一環として、坂戸市における当日の対応経緯の報告を受けている。今後の措置を検討する上で必要となった場合などには、更なる報告を求める。
- 3 退避する場合にポンプの運転を停止しなけりなかつた点について、協定書に照らし、坂戸市における対応は適切でなかつたと認識している。

白土委員

- 1 契約について、軽易な報告は受けたと言うことだが、軽易な報告ではなく、文章で、坂戸市長からその場で説明を受けた報告書が必要と考えるがいかがか。
- 2 協定書には、県の指導力をしっかりと発揮できるよう記載すべきと考えるがいかがか。
- 3 計画高水位を超えるとポンプを止めることになっているのは、それ以上稼働させると本川の越水につながり、越水は堤防の決壊につながると考えるがそのような理解でよいか。
- 4 坂戸市はポンプを止めると「内水氾濫が起きるから」と主張しているが、この理由に埼玉県は何と言って要請をしたのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 今後の措置を坂戸市と検討していく中で、更に必要であれば、書面により、詳細に報告を求めたいと考えている。
- 2 御指摘を踏まえ、協定書の記載内容について坂戸市とともに検証を行い、必要な見直しを行っていく。
- 3 確認のために申し上げますと、台風第19号の際に飯盛川排水機場の運転を止めるよう要請したのは、操作する坂戸市職員が退避したものであり、計画高水位を超過したことによるものではない。なお、御質問の計画高水位を超えた場合のポンプ停止については、計画高水位は、河川計画上の目標とする洪水をこの水位以下で安全に流下させることができるようにする河川管理の基準であり、ポンプによる排水についても、計画高水位以下の水位での受け入れを、河川管理者の方で想定している。ただし、堤防の天端高としては、計画高水位に加えて余裕高をとることとされていることから、河川水位が計画高水位を多少越えただけでは、たちまち堤防から越水し、ただちに決壊に至るということはない。今回の台風第19号では、県内にある14の気象庁観測所のうち11の観測所で観測史上最高の雨量となり、過去に大規模な被害をもたらしたカスリーン台風などと肩を並べる記録的な豪雨であった。一般論としては、今回のような計画以上の雨が降った場合、計画高水位を大きく上回り、堤防から越水し、それが長く続いた場合には、それが原因となって堤防の決壊につながる可能性は否めないと考えている。
- 4 無人でのポンプの運転は火災発生など安全上問題があると考え、県としては、関係マニュアルに基づき、ポンプの停止を求めた。

白土委員

- 1 飯能県土整備事務所から再三にわたり、ポンプを止めるよう坂戸市へ話があったが、それでも坂戸市長はルールを守ろうとしなかったということか。
- 2 坂戸市長は「坂戸市を救った」かのような発言を地元でされているようだが、県はどう考えるか。

参事兼河川砂防課長

- 1 坂戸市職員が排水機場から退避した10月12日18時40分頃から、5回にわたってポンプを停止するよう要請したが、聞き入れてもらえなかった。このうち、20時30分頃、5回のうちの3回目の要請については、飯能県土整備事務所長から坂戸市長自身へ要請している。飯能県土整備事務所からポンプを停止するよう繰り返し要請し、結果的に、坂戸市職員は現地に向かったが、排水機場には入らず、ポンプの運転は継続された。
- 2 坂戸市が退避する場合にポンプの運転を停止しなかった点について、協定書に基づき適切な対応を行わなかったことに関しては、遺憾と考えている。

白土委員

坂戸市長自ら河川行政をねじ曲げたことは重大であるが、埼玉県としても協定に基づき、報告書を提出させ、坂戸市長自らに厳重注意すべきではないか。

参事兼河川砂防課長

協定書第10条に基づく報告の一環として、坂戸市における当日の対応経緯の報告は受けている。今後の措置を検討する上で必要となった場合などには、更なる報告を坂戸市へ

求めていく。

本木委員

- 1 今回のように、判断を下すべき立場にある者が、河川行政、契約内容についての認識が乏しいと、適切でない判断を下す場合がある。今後、対策を講じるべきではないか。
- 2 飯盛川のポンプはエンジンで作動するので、自動運転が出来ないとされているが、機能改良を施し対応できるように出来ないのか。
- 3 民間業者との契約では、類似事案が発生した場合、情報を開示し指名停止にもつながる。今回は自治体なので更に透明で厳正な対応が必要ではないのか。
- 4 最後に、この件について県土整備部長の見解を伺いたい。

参事兼河川砂防課長

- 1 坂戸市職員が退避した今般の出水対応を踏まえ、操作の確実性や安全性について再点検し、排水機場の耐水化など必要な措置を検討することで、まずは、坂戸市が安全・確実に操作できる環境整備を進めていく。また、協定書に基づき、坂戸市による排水機場の操作が適切に行われるよう、坂戸市と調整していく。さらに、非常時に県が指導力を発揮して直ちに是正できるよう、規定やそのための手段について改善すべき点がないか、坂戸市とともに検討を進めていく。これらの検討を進めるにあたっては、今後の治水対策の検討も国・県・関係市町との間で始まっていることから、お互いの信頼関係の醸成にも留意して、進めていく。
- 2 「排水機場の耐水化」や、「非常時の際、遠隔操作を可能とする改良」など、坂戸市が安全・確実に操作できる環境整備や、非常時に県が指導力を発揮して直ちに是正できる規定及び手段と考えているので、坂戸市とともに検討していく。
- 3 飯盛川排水機場の操作については、今後も、自治体間での協定に沿って、適正に対応していく。なお、飯盛川排水機場については、現地の状況を熟知し、排水機場に近い坂戸市に操作を委託することが基本であると考えている。まずは、排水機場の操作要領及び関連マニュアルに従い、適切な操作を行うよう、坂戸市と調整していく。

県土整備部長

- 4 今回の台風は、県内では過去に大規模な被害をもたらしたカスリーン台風などと肩を並べる記録的な台風となった。県内でも被害が多く、決壊も2箇所発生した。今回、坂戸市が県と結んでいる委託協定書に基づき、適切な対応を行わなかったことは、遺憾である。協定書に照らし、適切でなかった坂戸市における対応については、坂戸市とともに適正化を図っていく。排水機場の中に入れなかったということは、それだけ危険な状態であったということである。想定以上のことが起きた今般の出水対応を踏まえ、操作の確実性や安全性について再点検し、職員が、安心・安全に操作が出来る体制を構築していきたいと考えている。